

幌延深地層研究所の放流水等に関する確認書

北るもい漁業協同組合と独立行政法人日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターは、平成18年1月27日付けをもって締結した「幌延深地層研究所の放流水に関する協定書」(以下「協定」という。)について、次のとおり確認する。

1. 協定第3条に定める「放流先」の位置は、図 1に示すとおりとする。
2. 協定第4条第1項第5号にある全アンモニアについては、当面の間目標値とし、水質等調査結果を踏まえて別途協議する。
3. 協定第5条の「掘削土(ズリ)置場」の位置は、図 2に示すとおりとする。
4. 協定第6条第2項の「調査測定の時期、場所、内容」については、次のとおりとする。
 - (1)水質調査
水質調査の分析項目及び測定頻度は、表 1及び表 - 2に示すとおりとする。
 - (2)放流口、周辺水域及び掘削土(ズリ)の浸出水の水質調査場所(全アンモニアを除く)
水質調査場所は、放流口、及び上下流1km区間とし、その位置は図 - 1に示すとおりとする。なお、採水及び水質分析は各地点の表層及び底層を実施するとともに、当面の間、躍層(中間層)についても実施する。ただし、放流口での採水が難しい場合は、施設からの排水槽とする。
 - (3)全アンモニアの水質等調査場所
水質等調査場所については、図 - 1の KP18.0 右岸地点とする。
5. 研究管理棟等からの浄化槽排水については、協定第3条(放流先)、第4条(水質及び排水量)を、別添のとおり読み替えて準用する。

平成18年12月11日

甲 北海道苫前郡羽幌町港町1丁目31番地

北るもい漁業協同組合

代表理事組合長 今 隆

乙 北海道天塩郡幌延町北進432番2

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

幌延深地層研究センター

所 長 武 田 精 悦

天塩川下流管内図

放流先位置および水質調査位置

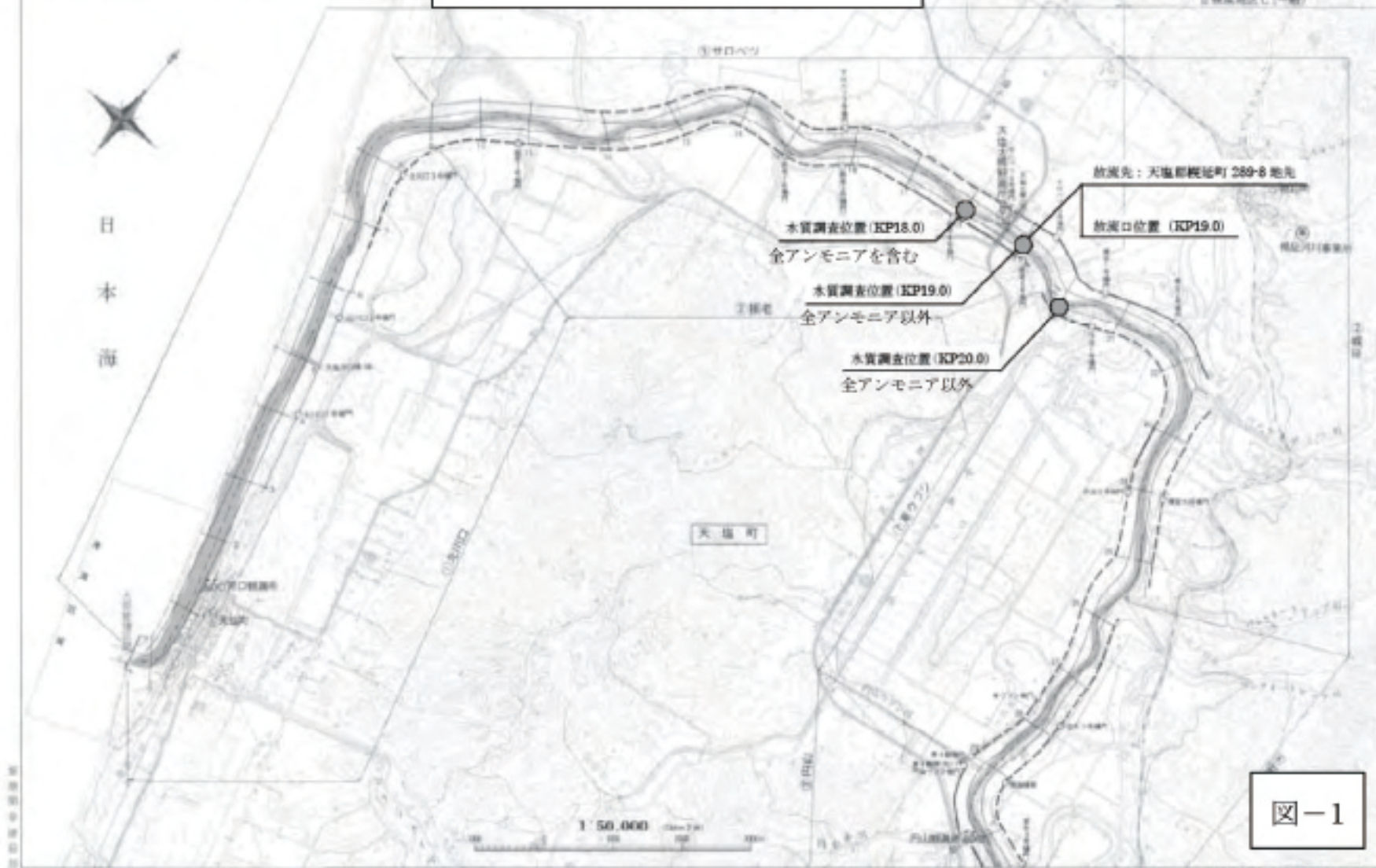


図-1

※国土地理院「天塩川下流管内図 (1/5)」を使用

掘削土（ズリ）置場位置



図一2

表 - 1 協定等に基づく水質分析項目[1]一覧表

分 析 項 目	単 位	測 定 頻 度
p H	-	毎 月
B O D (生物化学的酸素要求量)	mg/l	
S S (浮遊物質質量)	mg/l	
全窒素	mg/l	
全アンモニア	mg/l	
全リン	mg/l	
油 分 (鉱 油)	mg/l	
ホウ素	mg/l	
透視度	cm	
大腸菌群数	個/ml	
全鉄	mg/l	
全亜鉛	mg/l	

表 - 2 水質汚濁防止法、水道法に基づく水質分析項目 [2] 一覧表

分 析 項 目	単 位	測 定 頻 度
カドミウム	mg/l	年 4 回 (原則として 5月、8月、11月、2月)
全シアン	mg/l	
鉛	mg/l	
六価クロム	mg/l	
砒素	mg/l	
総水銀	mg/l	
アルキル水銀	mg/l	
P C B	mg/l	
トリクロロエチレン	mg/l	
テトラクロロエチレン	mg/l	
ジクロロメタン	mg/l	
四塩化炭素	mg/l	
1, 2 -ジクロロエタン	mg/l	
1, 1 -ジクロロエチレン	mg/l	
シス - 1, 2 -ジクロロエチレン	mg/l	
1, 1, 1 -トリクロロエタン	mg/l	
1, 1, 2 -トリクロロエタン	mg/l	
1, 3 - ジクロロプロペン	mg/l	
チウラム	mg/l	
シマジン	mg/l	
チオベンカルブ	mg/l	
ベンゼン	mg/l	
セレン	mg/l	
ふっ素	mg/l	
マグネシウム	mg/l	
マンガン	mg/l	
アルミニウム	mg/l	
ナトリウム	mg/l	
カルシウム	mg/l	
塩化物イオン	mg/l	
全有機体炭素	mg/l	

研究管理棟等からの浄化槽排水について

研究管理棟等浄化槽からの「し尿及び雑排水」について、浄化槽の保守点検時(1回/月)における水質検査項目は、北るもい漁協組合との「幌延深地層研究所からの放流水に関する協定書」第3条(放流先)及び第4条(水質項目)を以下のとおり読み替えて準用する。

(1) 放流先

天塩郡幌延町北進432番2(天塩川水系清水沢川支流)

(2) 排水量

最大 32 m³/日(設備容量)

(3) 浄化槽排水時の水質調査項目

調 査 項 目	基 準 値	単 位	排 水 基 準 値 (水質汚濁防止法)	単 位
p H	5.8 ~ 8.6	-	5.8 ~ 8.6	-
B O D (生物化学的酸素要求量)	20	mg/l	160 (日平均 120)	mg/l
S S (浮遊物質質量)	20	mg/l	200 (日平均 150)	mg/l
全 窒 素	60	mg/l	120 (日平均 60)	mg/l
全 リ ン	8	mg/l	16 (日平均 8)	mg/l
透 視 度	30	cm		
大 腸 菌 群 数	3000	個 /ml		

(4) その他

浄化槽における全窒素及び全リンの基準値については、目標値とすることとし、水質結果については、定期的に報告することとする。なお、基準値を超えた場合は、速やかに報告するとともに協議するものとする。

排水量の最大値については、その設備容量に変更ある場合には速やかに報告するとともに協議するものとする。